

令和7年10月1日

南林間西南自治会

会長 大川 幹雄

役員選考委員会

委員長 竹内 修一

役員選考委員会委員の周知について

西南自治会役員選考規定第5条に基づき当該委員を選出しましたので、同規定第7条により会員の皆様にお知らせします。

委員長	竹内 修一	第4地区長
副委員長	佐治 賢	第5地区長
委員書記	佐藤 卓治	第3地区長
委員書記	伊藤 健一	第7地区長
委員	佐生 昇	第1地区長
委員	柴原 彰二	第1地区副地区長
委員	三武 俊夫	第2地区長
委員	山本 京子	第2地区副地区長
委員	原嶋 均	第3地区副地区長
委員	峯田 武	第4地区副地区長
委員	小野 秀樹	第5地区副地区長
委員	橋爪 秀夫	第6地区長
委員	榊原 光信	第6地区副地区長
委員	渡辺 貞雄	副会長
委員	町田 範子	副会長
委員	酒井 博行	副会長

〔南林間西南自治会役員選考委員会規定抜粋〕

第4条 委員の任期は1期2年とする。その期間は通常隔年の4月に行われる役員改選定期総会半年後の10月から2年とする。

第5条 委員は規約(自治会規約第10条参照)に基づき、1名は地区長とする、他の委員は地区長名回覧により公募し、当該地区の会員から1名を組長会で選出する、(中略)副会長から2名以上を委員として選出する。

第7条 第3条で選出された委員は(中略)委員会を構成し、正・副委員長、書記を万一選する副委員長、書記、委員の委員会構成は会員に周知する、

(南林間西南自治会に関する各規約および規定は、ホームページに掲載してあります)